

《健康支援課》

1 医事・薬事について

(1) 献血事業【根拠法令：安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律】

少子高齢化による献血人口の減少、より安全な血液を確保するための採血基準の強化により献血できる人が少なくなっており、血液の確保は年々困難になっている。

このような状況を踏まえ、必要な血液量を確保するために「愛の血液助け合い運動月間」(7月)を中心に、年間を通じて以下の事業を行う。

- ・協力事業所の新規開拓(各市町、献血推進員と連携し実施)
- ・若年層への献血普及(高校生ボランティアによる街頭献血キャンペーン)

平成17年度から毎月最終日曜日に実施している倉吉未来中心での街頭献血が順調に推移している。今年度も引き続き実施し、定着に向けて、より一層の広報等の取組を行う。

(2) 医事事業【根拠法令：医療法】

ア 病院・診療所立入検査

医療機関が患者や家族に対して良質で安全な医療を行うことができるよう、適正数の人員の配置、構造や設備等の医療法上の基準の充足などを中心に立入検査を実施し、必要があれば指導を行う。

また、住民からの相談・苦情等があれば、必要に応じて立入検査を実施する。

〈立入検査目標数〉

- 対象：病院・全診療所
- 目標数：検査の必要性が高い診療所を優先して検査する。有床診療所は総数の1/3(うち療養病床を有する診療所1/2)一般診療所、歯科診療所は1/5を目標とする。

イ 各種免許事務

個人情報保護に留意しながら、医療関係業務従事者に関する各種免許事務を迅速に行う。

ウ 医療機能情報公表制度

平成19年4月の医療法改正により、医療機能を県に報告することが各医療機関に義務付けられた。報告を受けた県は、その機能情報を一般に公表する。

(3) 薬事事業【根拠法令：薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法】

ア 医薬品販売

平成21年6月から改正薬事法が施行された。その体制ができているかなど調査を行い、必要があれば指導を行う。3年間の猶予期間が設けられているものもあるが、説明会等を行うなどして徹底を図る。

イ 薬局機能情報公表制度

平成18年6月の薬事法改正により、薬局機能情報をインターネット上で公表している。情報が適正に更新されるよう管理を行う。

(4) 覚せい剤等乱用防止推進事業【根拠法令：覚せい剤取締法】

薬物乱用防止のため、鳥取県薬物乱用防止指導員中部地区協議会の活動(各団体の啓発活動など)を一層充実させるとともに、啓発活動の調整を行う。

また、高校生ボランティア等の協力を得て若者への啓発に力を入れる。

(5) 医療安全相談事業【根拠法令：医療法】

医療の安全と信頼の確保のため、患者や家族等からの苦情・相談について関係機関と連携を図りながら、公正・適切・迅速に対応する。

また、医療機関に設置された相談窓口担当者の資質向上のため、外部講師等による研修会を開催する。

(6) 災害時医療救護事業

平成19年度に、「災害時の医療救護マニュアル（中部版）」を策定した。今後は訓練等によりマニュアルを検証していき、災害時の医療救護活動の充実を図る。

(7) 第5次鳥取県保健医療計画（新保健医療計画）の推進【根拠法令：医療法】

平成20年4月に策定された保健医療計画には、適切な医療サービスが切れ目なく提供されるよう、4疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）6事業（小児医療・周産期医療・救急医療・災害医療・へき地医療・在宅医療）ごとの医療連携体制等が明記されている。

適切な医療提供体制を確保するため、中部保健医療圏地域保健医療協議会、地域住民を対象とした医療を語る会等において、現在ある課題に向けた取組・対策等について協議し、保健医療計画を推進していく。

(8) 県民への適正受診啓発推進事業

地域住民等に対して、医療機関の役割分担や各医療機関が連携していることを周知し、適切な医療機関への受診を促す事業の一環として、「とっとり子ども救急講座」を開催し、子ども（0歳～6歳くらい）の保護者等に対し医師が直接、子どもの発熱等の発症時の対応方法や医療機関の役割分担などについて話をすることにより、保護者の安心感を確保するとともに、症状に応じた受診により「限られた資源」を上手に利用してもらい、地域の医療を守っていく。

2 感染症・疾病対策について

(1) 感染症対策推進事業【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

感染症の発生時における危機管理体制を平常時から整備するとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供を図る。

《注目すべき感染症》

インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、感染性胃腸炎、麻しん（はしか）等

ア 感染症の予防及び二次感染防止について

「社会福祉施設等のための感染症予防の手引き」を活用し、各社会福祉施設等の感染症対策（集団発生の予防と拡大防止など）の啓発を行う。また、社会福祉施設の管理者等を対象とした研修会を随時実施する。

その他、小学校、保育園等の養護教諭や保健体育職員又は生徒、児童を対象としたインフルエンザ・ノロウイルス等の予防啓発研修会を実施する。

イ 感染症発生時の対応について

対応訓練（患者移送訓練含む）の実施と他機関との連携に努め、的確な対応ができる体制を整える。

ウ 感染症発生動向調査について

感染症の発生動向を調査し結果を広報して、流行している感染症について注意を喚起する。

〈平成23年度重点事項〉

○新型インフルエンザ発生〔強毒型〕に対応できる体制づくり

- ・市町、医療機関、医師会、消防等と連携・協力して対応可能な体制を整備する。
- ・特に、発熱外来の設置、入院等、医療機関ごとの役割分担について検討する。
- ・整備された初期対応備品（感染防護具、患者移送車）等を用いた職員の研修・訓練を実施する。
- ・国の行動計画の見直し（作業中）に伴う本県の各種対応マニュアルの改訂をおこなう。
- ・専門的な感染防御について、研修会の開催を検討する。

(2) エイズ・性感染症予防対策事業

【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

性感染症（H I Vを含む）に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、検査による感染の早期発見を行い、感染者及び患者に適切な医療を提供する。

《検査日程》

種 類	検査日および時間		備 考
平日検査	定例	毎月第1・第3水曜日 受付：午後1時30分から2時30分まで ※5月は第3水曜日のみ	予約必要
休日検査	7月10日(日)、12月4日(日) 受付：午後1時から3時30分まで		予約必要
夜間検査	7月6日(水)、12月7日(水) 受付：午後5時30分から7時00分まで		予約必要

(3) ハンセン病支援事業【根拠法令：ハンセン病入所者等に対する補償金の支給等に関する法律】

ハンセン病に対する偏見をなくすため、正しい知識の普及啓発を行う。

- ・療養所訪問事業の実施（県民交流事業）
- ・訪問事業（全国の療養所の県内出身者が対象）
- ・パネル展などの普及啓発事業

(4) 結核予防対策事業【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

ア 結核についての正しい知識の普及啓発を図り、結核の早期発見及び二次感染防止を図る。

イ 結核の新規登録患者数（罹患率）は横ばいであるが、中でも高齢者の占める割合が過半数を超えていることから、高齢者に重点をおいた予防対策を行うとともに、結核患者の服薬支援を適切かつ確実にを行い、更に治療後の健康診断を行うことで、再発の発見を含め患者管理を徹底する。

- ① 高齢者に対する結核対策事業
高齢者施設職員に対し「結核の早期発見」をテーマに研修会（福祉施設等の感染症予防対策研修会と合同で1回）を開く。
- ② 結核医療従事者研修会
結核医療の基準の改正、感染の有無のための検査が確立され精度が上がっている状況であり、「結核患者の適切な治療、感染者の早期発見」を目的とした医療従事者研修会（服薬支援の研修会と合同で1回）を開く。
- ③ 結核医療公費負担事務（感染症診査協議会結核部会を含む）
適切な公費負担事務を行う。
- ④ 服薬支援事業（DOTS事業）
在宅で療養する結核患者の服薬を支援することにより、治療の中断・多剤耐性結核の発生を 방지、治療成功率の向上をめざす。
なお、訪問服薬支援については、必要に応じて、訪問看護ステーションなどとの連携を図り、確実に実施する。
- ⑤ 患者管理
治療終了後の健康診断を計画的に実施し、感染拡大のおそれのある肺結核患者の早期発見に努める。
- ⑥ 接触者検診
接触者の検診を確実にすることにより、二次感染拡大防止を図るとともに、発病予防の支援をする。

(5) 難病患者支援事業【根拠法令等：公衆衛生局長通知、保健医療局長通知、児童福祉法】

難病患者の療養上の不安解消を図るとともに、保健所を中心として地域の医療機関等と連携し、きめ細やかな支援が必要な要支援難病患者に対して適切な在宅療養支援を行う。

ア 特定疾患治療研究事業

原因が不明であり治療方法が確立していないいわゆる難病に対して、治療方法についての研究を促進するとともに、患者の医療費の負担を軽減するための特定疾患医療給付事務を行う。

イ 小児慢性特定疾患治療研究事業

慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、治療に関する医療費の給付を行う。

ウ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者の置かれている特別な立場にかんがみ、精神的、身体的不安を解消するため、その患者の医療保険等の自己負担分を公費負担する。

エ 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者の抱える問題は複雑、多様であるため、個別の患者の支援及び患者グループ支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者の生活の質の向上を図る。

① 医療相談会

年5回程度、在宅療養生活の質の向上を目的として、療養生活の工夫や体験談を中心とした相談会や専門医等による講演会、患者交流会等を実施する。

② 訪問相談事業

難病の中でも特に医療依存度が高く、症状が確実に進行することから困難な療養生活を強いられる筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者及びその家族並びに医療相談会に参加できない要支援難病患者及びその家族が抱える日常生活、療養上の悩みについて、保健師等の訪問により支援を行う。

③ 神経難病等在宅支援連絡会

在宅療養中のALS等の神経難病患者等の在宅療養の質の向上のため、広域で検討の必要がある事項が発生した場合、関係者会議を実施する。

（6）ウイルス性肝炎患者支援事業

【根拠法令：肝炎対策基本法、肝炎治療特別推進事業実施要綱、特定感染症検査等事業】

肝炎の患者・感染者に対し、肝硬変や肝がんへの進展を予防するため、肝炎患者の早期発見・適切な治療の推進を図る。

ア 肝炎治療に関する医療費の助成事業

B型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者が医療機関での治療を受けやすい体制をつくり、将来の肝硬変、肝臓がんの予防及び肝炎の感染防止、県民の健康保持・増進を図る。

イ 肝炎ウイルス検診事業

県民の肝炎ウイルス検診の受診機会及び利便性を高めることで肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期治療を推進する。

平成20年度より検診機会を広げるため医療機関でも無料で肝炎ウイルス検査を受診できるようになった。

（7）原爆被爆者支援事業【根拠法令：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律】

原子爆弾の投下により生じた放射能に起因する健康被害は、他の戦争被害とは異なることから、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を行う。

なお、平成20年4月に原爆症の認定基準の見直しが行われたことから、これらの相談について適切に対応する。

- ・健康手帳の交付
- ・健康診断の実施
- ・各種手当の認定及び支給

- ・介護保険等利用料助成
- ・健康相談の実施

(8) 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病に関すること

防疫従事者の健康管理等の体制づくりについて検討する。

3 胃がん死亡ゼロのまち中部プロジェクト事業【根拠法令：健康増進法】

中部地区の胃がん検診受診率は低く、中でも発見率の高い胃内視鏡検診受診率が低いため死亡率が高いことから管内1市4町及びがん診療拠点病院（厚生病院）、中部医師会と連携し胃がん受診率向上を目指し、胃がん死亡率を減少させる。

(1) 医師の技術向上研修及び精度管理

〔厚生病院(がん診療連携拠点病院)主催、中部医師会・県共催〕

胃がん検診実施医療機関を対象に、検診のテクニック及び精度管理の向上のための研修会を開催。
(2回/年)

(2) 胃内視鏡検診が身近で受けられる体制づくり

ア かかりつけ医研修の実施〔県主催、中部医師会・厚生病院協力〕

中部地区の胃がん検診の実態と重症化例の紹介。(1回/年)

イ かかりつけ医で受診勧奨していただくためのポスター、ちらしの作成、配布

〔県主催、中部医師会協力〕

ウ 休日検診の実施〔中部医師会主催〕中部医師会に休日検診実施機関の増加を働きかけ

(3) 胃がん検診の受診、胃内視鏡検診の有効性について県民への教育

ア 元気トリピーをはじめとする中部ゆるキャラを主演としたTVスポットによる継続的な広報
〔県主催〕5月、9月、12月の各1ヶ月間実施

イ 人形劇による啓発DVDの作成〔県主催、市町協力〕

胃がん検診（胃内視鏡検診）の受診勧奨を内容とし市町の行う健康教育に活用。

ウ 啓発教材企画担当者会の開催〔県主催、市町・厚生病院協力〕

胃がん検診受診啓発のためのちらし、ポスター、TVスポット、DVDの制作企画を実施。

エ 中部地区胃がん死亡ゼロのまち強化月間の実施〔県・市町共催〕

5月、9月、12月の1ヶ月間、各市町が一斉に実施。

オ 健康づくり推進員等へのがん検診推進研修会の実施〔県・市町共催、厚生病院協力〕

(4) 中部地区胃がん検診推進連絡会の開催〔県主催、市町・厚生病院・中部医師会協力〕

中部地区の胃がんゼロを達成するための問題点や課題について関係機関が意見交換し各部署での胃がん検診への取組を推進する。(2回/年)

(5) 健康マイレージ制度の実施〔市町主催、圏域内企業協賛〕

胃がん検診受診率を高めるための動機付けとして実施し、1市4町が一体となり胃がん検診をはじめとする健康づくりを推進。

4 健康増進事業・生活習慣病対策事業について

(1) 「健康づくり文化」創造事業【根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律・健康増進法】

生涯を通じた健康づくりの指標である「健康づくり文化創造プラン」の推進を図り、生活習慣病を

予防する。

ア 健康づくり応援施設（団）支援事業

「運動」「食事」「禁煙」について、県民の健康づくりを支援する施設又は店舗、団体等を認定し、その取組の情報発信を通して地域における健康づくりに取り組みやすい環境を整備する。

イ 禁煙支援事業

受動喫煙防止対策の普及啓発と県民の安全で快適な生活環境を実現するため、「世界禁煙デー関連イベント（中部医師会・中部歯科医師会・鳥取県薬剤師会中部支部と共催）」の開催等さまざまな機会を通して普及啓発事業を実施する。

（２）食育推進事業【根拠法令：食育基本法】

関係機関との連携による食育に関する普及啓発の実施及び地域における食育の推進を図るための人材育成等を行う。

食のみやことっとり～食育プラン～推進事業

① 幼児のクッキング活動指導者育成事業

指導プログラムを使って保育所・幼稚園でクッキング活動をすすめるための指導者研修会を開催する。（年４回）

② アイデア健康食生活募集事業

朝食摂取、野菜摂取をテーマとして県民から募集した食生活のアイデアをスーパーマーケット等と連携し普及啓発を行う。

③ 食育実践セミナーの開催

中部地区の食育活動実践者の連携と情報共有を図り、より一層食育の取組を推進するため、食育セミナーを開催する。（年１回）

i 企画会議の開催（年２回）

ii 連絡会議の開催（年１回）

中部地区「健康を支える食文化」実践チーム検討会に新たなメンバーを加え、食育実践セミナーの開催について検討を行う。

（３）栄養改善事業【根拠法令：健康増進法】

ア 栄養改善指導事業

病院・診療所立入検査、児童福祉施設行政指導監査・老人福祉施設指導監査に同行し、個別に栄養管理指導を実施する。

イ 管内行政栄養士業務検討会の開催

県民に対する直接的な健康増進業務を担っている市町に対し、栄養改善業務が円滑に実施できるよう専門的・技術的支援、広域調整等を行う。（年３回）

ウ 倉吉支部食生活改善推進員連絡協議会の活動支援

地域において、健康づくり及び食生活改善指導の取組を行っている食生活改善推進員に対し、その活動に対する助言や人材育成のための研修会を開催する。

（４）歯科保健事業【根拠法令：健康増進法・地域保健法】

鳥取県８０２０運動の目標達成に向けて、県民への普及啓発及び各ライフステージに応じた推進方策を検討し、効果的な歯科保健対策の推進を図る。

ア 地域歯科保健推進協議会

中部地域において、８０２０運動の目的達成を目指して、歯科保健施策を総合的かつ効果的に推進するための検討を行う。（年２回）

イ 地域歯科保健関係者研修会

地域歯科保健の推進を担う人材を育成するため、医療関係者、地域保健関係者、教育関係者、

福祉関係者等歯科保健に携わる者を対象に、「フッ化物」「予防歯科（歯周疾患・むし歯）」をテーマとして開催する。（年1回）

ウ 健口食育プロジェクト事業

生涯にわたって「自分の歯で味わって食べる」ことは、身体的心と健康に深く関与しており、「食べる」ことの基盤となる歯科保健からアプローチした食育支援体制を整備する。

- ① 健口キッズ支援コース：事前説明会・事前評価・講話・実技・事後評価（モデル園の選定）
- ② 健口的メタボ予防コース：講話・実技 等（1回/年）
- ③ 食べ方ヒヤリ・ハット防止コース：講話・応急手当講習 等（1回/年）
- ④ 検討会の開催（1回/年）

エ フッ化物洗口普及啓発のための技術的支援事業

幼児期のう蝕^{しよく}予防のため、歯科医師会と連携し、市町が保育所・幼稚園でモデル的に実施する健康教育及びフッ化物洗口事業の実施に対し、技術的支援を行う。

オ 歯科保健従事者研修会の開催

地域歯科保健に携わる歯科衛生士等に対して、研修会を開催し、歯科保健対策の効果的な推進を図れるよう、人材育成を行う。（年1回）

カ 職域等歯科保健教育

成人期に歯を喪失する最大の原因となる歯周病を予防するため、歯周病予防の大切さと歯科健診の重要性に対する啓発を特に職域を中心に行う。

キ 中部圏域親子のよい歯のコンクール

前年度3歳時歯科健康診査を受診した幼児とその親のうち歯及び口腔が正常かつ疾病異常がなく健康なよい歯と診査された親子を市町から推薦していただき優秀な親子を表彰する。

（5）特定健康診査・特定保健指導実施体制の整備【根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律】

特定健康診査・特定保健指導担当者会議等を開催し、生活習慣病対策の効果的な実施体制について、医療保険者が現状や課題を共有し、具体的推進方策について検討する。（年1回）

5 母子保健事業、思春期からの妊娠・出産等支援事業について

【根拠法令：母子保健法、児童虐待防止法】

（1）未熟児等訪問指導事業

発達上のリスクや育児不安が大きい未熟児等その保護者に対して、保健師が訪問指導により子育て支援や必要な助言指導を行う。

また、訪問指導の状況について、市町及び必要に応じて医療機関・療育機関に紹介し、切れ目のない支援が行えるようにする。

（2）母子保健事業関係機関連絡会（児童虐待防止対策事業）

母子保健事業や産婦人科医療に携わる関係者が、若年妊産婦やひとり親家庭などハイリスク家庭への早期介入等により児童虐待を未然に防ぐための関係機関の連携のあり方について具体的推進方策等を協議する。（年1回）

（3）女性の健康づくり支援事業（女性健康支援センター）

女性とそのライフサイクル（思春期から更年期まで）に応じて健康管理ができるよう、保健師による面接・電話相談を実施し、生涯を通じた女性の健康づくりを支援する。

（4）思春期健康問題プロジェクト事業について

思春期の健康問題のひとつである性の問題（妊娠や性感染症）について関係機関と連携・協働し正しい知識を普及啓発するとともに、若者を支援する人材を育成し思春期保健の推進を図る。

6 認知症対策事業について【根拠法令：介護保険法】

認知症高齢者及び家族の地域支援体制を整備し、認知症にやさしい地域づくりを推進する。

(1) 「認知症疾患医療センター運営事業（倉吉病院）」の円滑な実施に向けての支援

認知症疾患医療連携協議会やかかりつけ医等研修会への企画等へ参画する。

(2) 「認知症早期発見・医療体制整備事業（かかりつけ医認知症対応力向上研修会）」（中部医師会委託）への支援

多くの医師に参加していただき効果的な研修会となるよう中部医師会担当理事、認知症診療サポート医とともに事業計画を立案する。

(3) 関係職種連携強化

ア 市町や関係機関における認知症対策事業の推進に対する支援。

イ 倉吉市、琴浦町の開催する認知症対策委員会や地域包括支援センターの連絡会への参画。

7 栄養士免許申請事務【根拠法令：栄養士法】

法律に基づき、申請受理及び交付を行う。